

- 1.5倍の圧力で、10分間行う水圧試験において漏れ、又は変形しない構造であること
- (3) タンクには、使用常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動し、かつ、使用コンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設けること
  - (4) 給油ホース又は注油ホースの元には、給油又は注油を行う場合以外は、給油ホース又は注油ホースとタンクとの間の危険物を遮断できるバルブ等を設けること
  - (5) 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常等の場合に容易に空気を送入を遮断できるバルブ等を設けること
  - (6) タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定すること
  - (7) 危険物が空気送込配管内に流入しない構造とすること
  - (8) タンク内圧が零にならなければ、危険物をタンクに補給することができない構造であること
  - (9) タンク内圧を自動的に覚知することができる装置を設けること

## 第6 移動タンク貯蔵所（政令第15条関係）

### 1 常置場所（政令第15条第1項第1号関係）

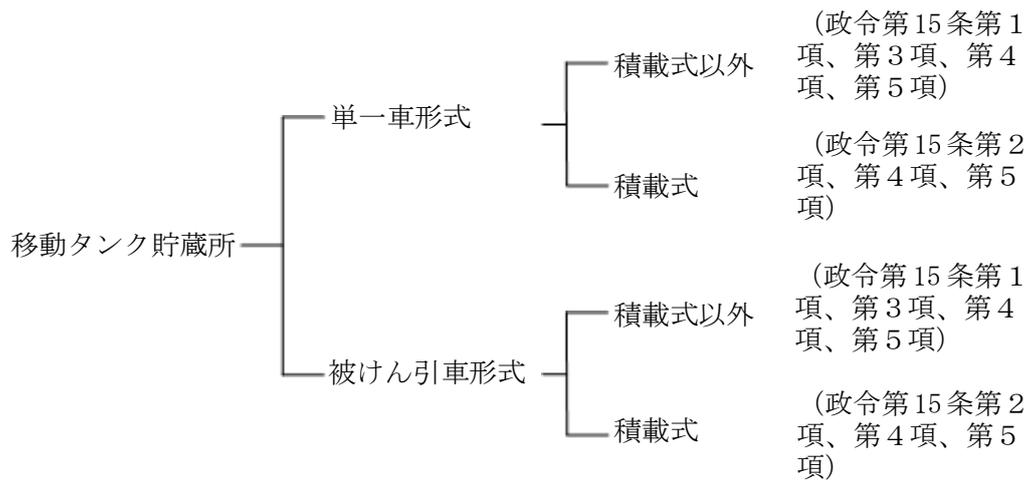
- (1) 常置場所は、移動タンク貯蔵所の周囲に幅0.5メートル以上の空地を保有する広さとし、車両の出入りに支障のないものであること
- (2) 2以上の移動タンク貯蔵所を隣接して置く場合は、隣接相互間の空地を共有することができる。
- (3) 常置場所は、その範囲を明確にするため周囲を区画し、又は明示すること
- (4) 常置場所には、次に定めるところにより見やすい箇所に「移動タンク常置場」と表示した標識を設けること
  - ア 標識は、幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の板であること
  - イ 標識の色は、地を白色、文字を黒色とすること
- (5) 常置場所を建築物の1階に設ける場合は、防火上安全な場所に設けること

### 2 構造及び設備等

#### (1) 移動タンク貯蔵所の種類（政令第2条第6号関係）

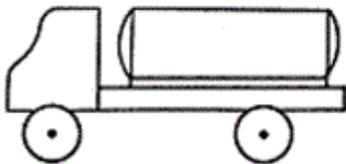
移動タンク貯蔵所の種類について留意すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 政令第15条第1項に定める移動タンク貯蔵所の種類としては、単一車形式のもの（図1(ア)参照）、被けん引車形式のもの（図1(ウ)参照）があり、政令第15条第2項に規定する積載式移動タンク貯蔵所（タンクコンテナを積載するもの）も同様に単一車形式（図1(イ)参照）及び被けん引車形式（図1(エ)参照）があること。したがって、次のように区分されること

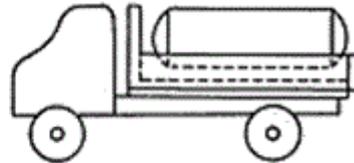


(ア) 単一車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所の例

例 1

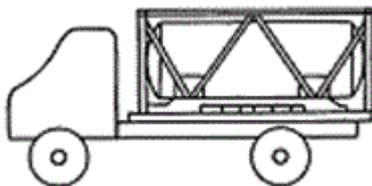


例 2

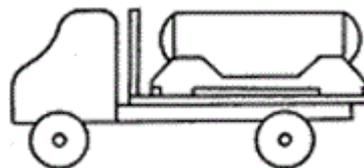


(イ) 単一車形式で積載式の移動タンク貯蔵所の例

例 1

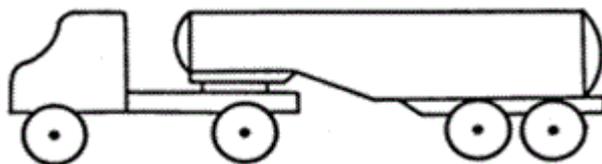


例 2

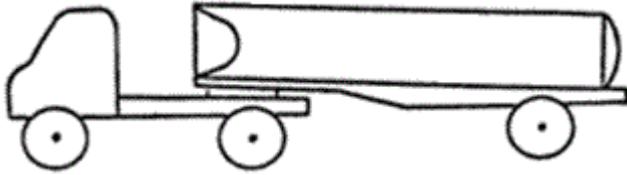


(ウ) 被けん引車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所の例

例 1



例 2



(エ) 被けん引車形式で積載式の移動タンク貯蔵所の例  
例

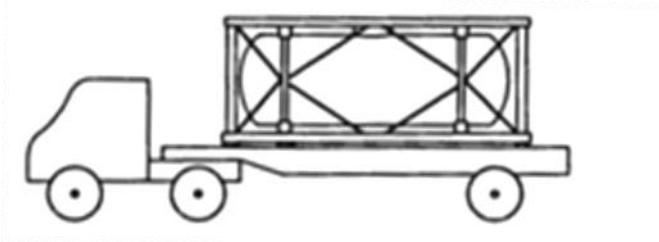
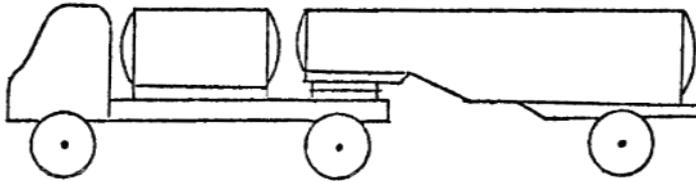


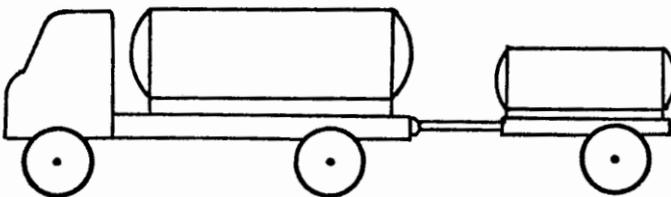
図 1 移動タンク貯蔵所の種類

イ 図 2 に示すものは、移動タンク貯蔵所として認められない。なお、積載式のものも同様である。

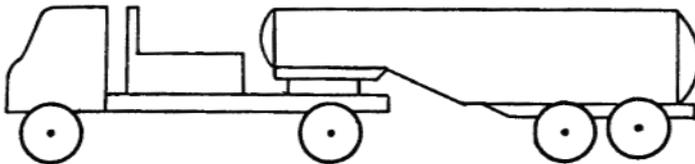
例 1



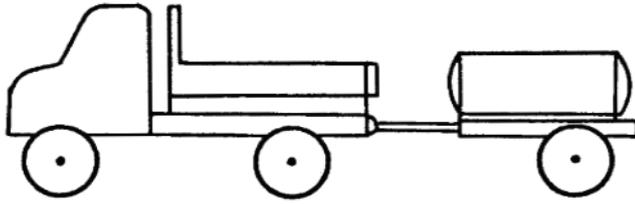
例 2



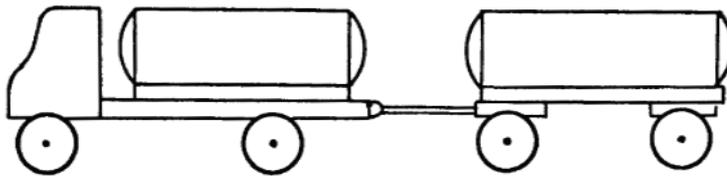
例 3



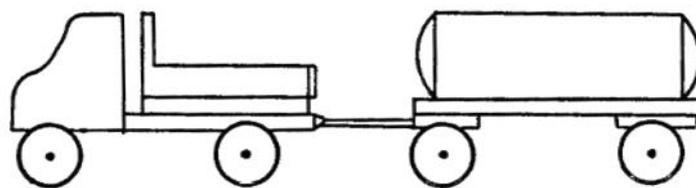
例 4



例 5



例 6



例 7

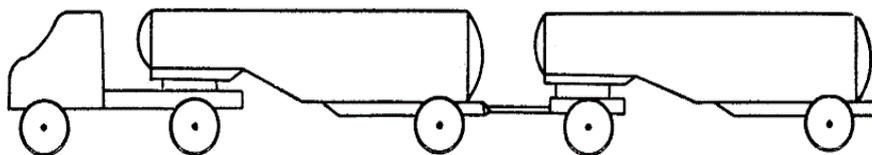


図 2 移動タンク貯蔵所に該当しない車両の形式

(2) タンクの内容積、空間容積（政令第 5 条並びに規則第 2 条及び第 3 条関係）

タンクの内容積及び空間容積の算出について留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 内容積

(ア) 内容積は、別記 7 「タンクの内容積の計算方法」により算出すること

(イ) タンク内部に加熱用配管等の装置類を設けるタンクにあつては、これらの装置類の容積を除いたものが内容積となること。この場合、防波板、間仕切板等の容積は、内容積の計算にあたっては除かないこと

イ 空間容積

タンクの空間容積は、タンクの内容積の 5 パーセント以上 10 パーセント以下とされて

いるが、貯蔵する危険物の上部に水を満たして移送する移動タンク貯蔵所の場合は、その水が満たされている部分は、タンクの空間部分とみなすこと（例えば、二硫化炭素の移動タンク貯蔵所がこれにあたる。）

(3) タンク検査済証（政令第8条の2第7項、規則第6条の4第2項関係）

ア 規則様式第14のタンク検査済証の表示、材質、寸法等については、次のとおりとする。

- (ア) タンク検査済証(正)(副)における「検査行政庁」の表示は、検査を実施した行政庁の名称を都道府県名、市町村名、消防組合名等で記載すること。ただし、タンク検査済証(副)に限り、検査行政庁を管轄する都道府県名を記載することができる。
- (イ) 検査圧力の欄には、圧力タンク以外にあっては「70kPa」で、圧力タンクにあっては検査圧力を「kPa」の単位で記載すること
- (ウ) タンク検査済証(副)の金属板の材質等は、次によること
  - A 板の材質は、真ちゅうその他これと同等以上の耐食性を有する金属とし、厚さは0.5ミリメートル以上とすること
  - B タンク検査済証(副)は、図3に示す斜線部をエッチング加工とすること
  - C 検査圧力、検査番号及び検査年月日の記入は、刻印とすること
  - D タンク検査済証(副)の文字の大きさ等の作成にあたっては、次のとおりとする。
    - (A) 「タンク検査済証」の1文字の大きさは、おおむね6ミリメートル平方とし、文字と文字の間には、おおむね1ミリメートルの間隔をとること
    - (B) 「検査年月日」、「検査圧力」、「検査番号」及び「年月日」の1文字の大きさは、おおむね2.5ミリメートル平方とすること
    - (C) 「検査行政庁」の1文字の大きさは、おおむね5ミリメートル平方とすること
    - (D) 図3の斜線部分以外の部分及び斜線部分内の文字は、浮き上りとし、その色は、真ちゅう地色とすること
    - (E) 斜線部分以外の部分の文字及び間線は、掘り下げとし、その色は、黒色とすること

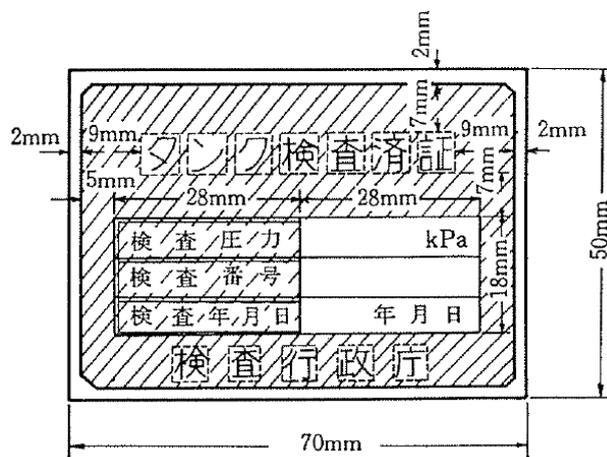


図3 タンク検査済証(副)の寸法

## イ 取付位置

タンク検査済証<sup>㊦</sup>の取付位置は、図4に示すようにタンク後部鏡板の中央下部（積載式移動タンク貯蔵所で移動貯蔵タンクを前後入れ替えて積載するものにあつては、側面のタンクフレーム等見やすい位置）とすること。ただし、保温若しくは保冷をするタンク又はタンク後部にろ過器、ホースリール等の附属装置を設けることにより図4に示す取付位置では見やすい位置とならないタンクにあつては、図5に示すように取り付けること

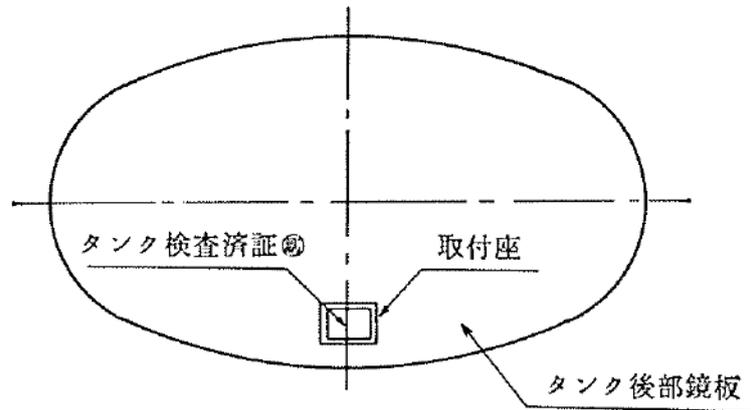
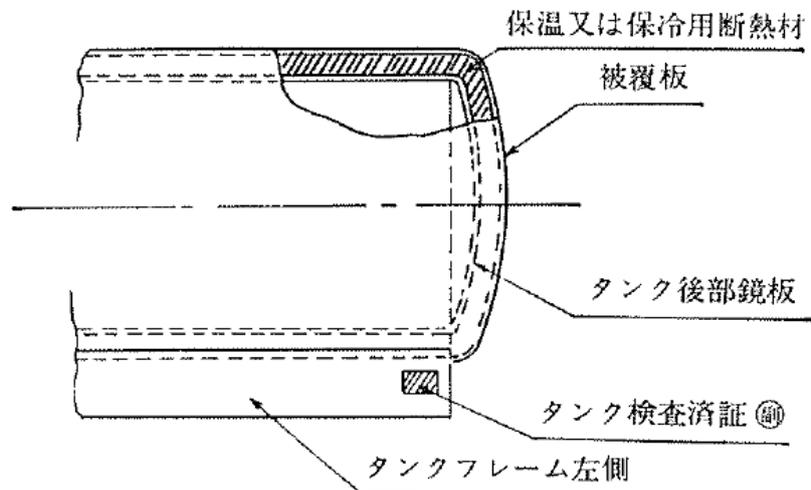
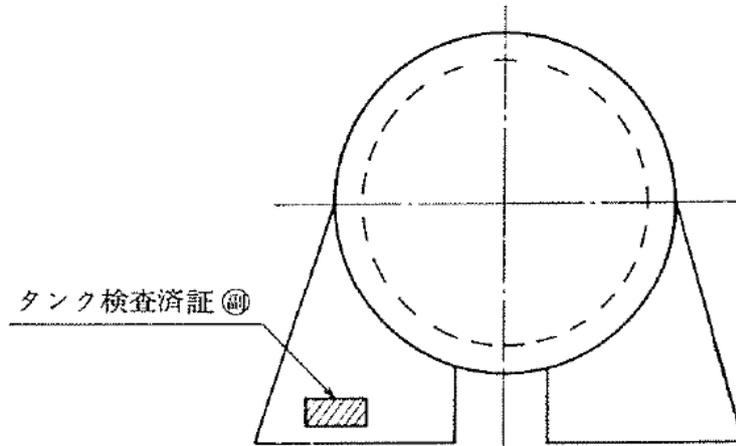


図4 タンク検査済証<sup>㊦</sup>取付位置

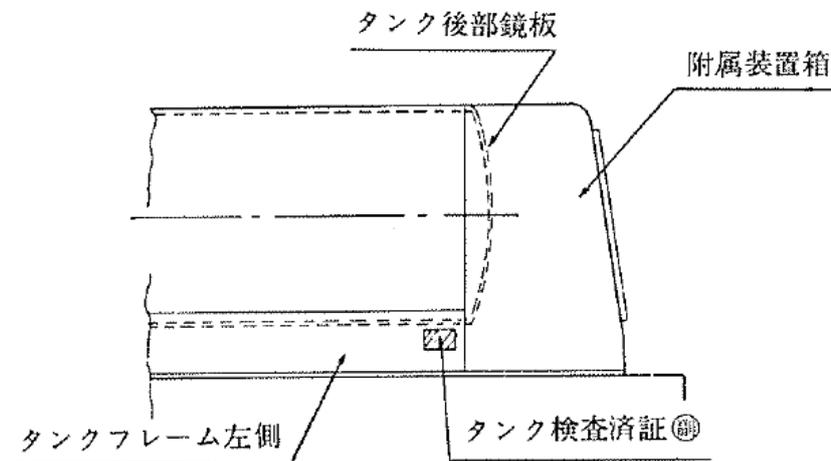
### 例1 保温又は保冷のタンクの場合



例2 保温又は保冷のタンクの場合



例3 タンク後部に附属装置を設けるタンクの場合



例4 積載式移動タンク貯蔵所で移動貯蔵タンクを前後入れ替えて積載するものの場合  
(箱枠の例)

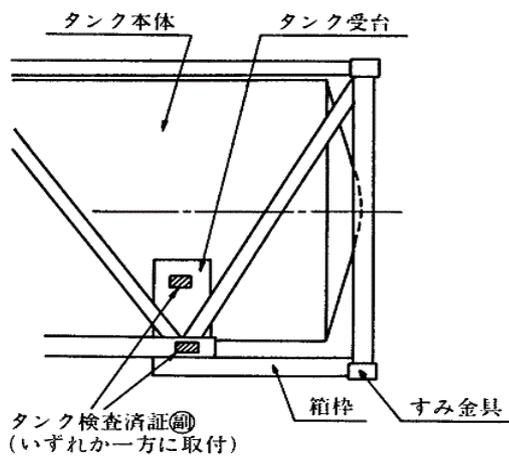
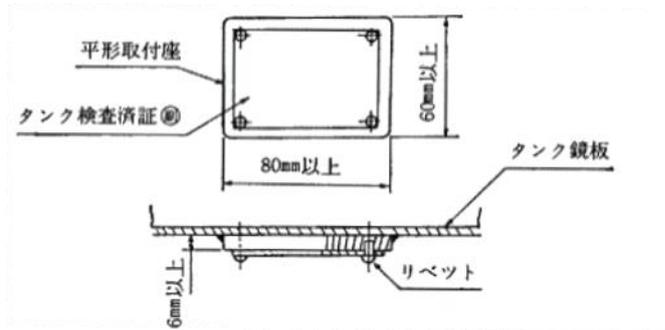


図5 特殊構造のタンクのタンク検査済証(副)取付位置

## ウ 取付方法

(ア) タンク検査済証(副)は、図6に示すように、平形又は溝形の取付座を所定の位置に溶接し、これにタンク検査済証(副)をリベット又は接着剤等により強固に取り付けること。ただし、前イのただし書のタンクに取り付ける場合にあっては、取付座を省略することができる。

### 例1 平形取付座の場合



### 例2 溝形取付座の場合

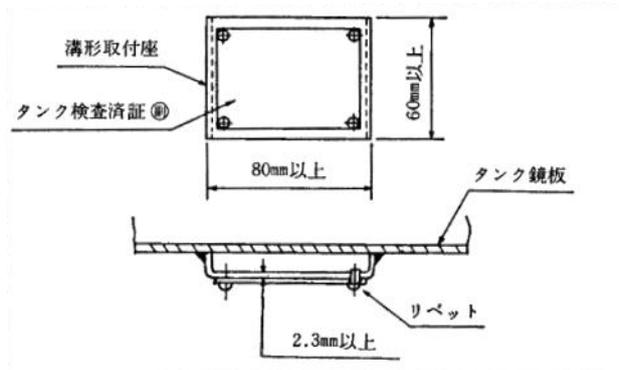


図6 タンク検査済証(副)の取付方法

(イ) タンク検査済証取付座は、次のものを標準とすること

A 大きさは、80ミリメートル×60ミリメートル以上とすること

B 取付座の厚さは、平形のものにあっては6ミリメートル以上、溝形のものにあっては2.3ミリメートル以上の金属板とすること

## (4) タンクの水圧試験（政令第15条第1項第2号関係）

タンクは、気密に造り、かつ、圧力タンク以外のタンクは70キロパスカル以上の圧力で、圧力タンクは最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験に合格するものであること

### ア 水圧検査の方法

タンクの水圧検査は、各タンク室のマンホール上面まで水を満たし、所定の圧力を加えて行うこと。この場合、間仕切を有する移動貯蔵タンクの政令第8条の2第4項の規定に基づく水圧検査は、移動貯蔵タンクのすべてのタンク室に同時に所定の圧力をかけた状態で実施し、漏れ又は変形がないことを確認すれば足りる。

イ 圧力タンクと圧力タンク以外のタンクの区分

圧力タンクとは、最大常用圧力が70/1.5（≒46.7）キロパスカル以上の移動貯蔵タンクをいい、圧力タンク以外のタンクとは、最大常用圧力が46.7キロパスカル未満の移動貯蔵タンクをいう。

ウ タンク試験中の変形

タンクの水圧試験において生じてはならない変形とは、永久変形をいい、加圧中に変形を生じても圧力を除いた時に加圧前の状態に復するものは、ここでいう変形に該当しないものであること

(5) タンクの構造（政令第15条第1項第2号及び第3号関係）

移動貯蔵タンクの構造については、次のとおりとする。

ア タンクの材質及び板厚

タンクの材質及び板厚については、政令第15条第1項第2号に規定する厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板は、基準材質をJ I S G3101に定める一般構造用圧延鋼材のうちのS S 400（以下「S S 400」という。）とし、これと同等以上の機械的性質を有する材料（S S 400以外の金属板）で造る場合の厚さは、表1に掲げる材料にあつては当該表に示す必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては、下記の計算式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上で、かつ、2.8ミリメートル以上の厚さで造るものとする。ただし、最大容量が20キロリットルを超えるタンクをアルミニウム合金板で造る場合の厚さにあつては、前記の値に1.1を乗じたものとする。なお、S S 400及び表1に掲げるもの以外の材料を使用する場合には、引張強さ、伸び等を鋼材検査証明書等により確認すること

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm<sup>2</sup>）

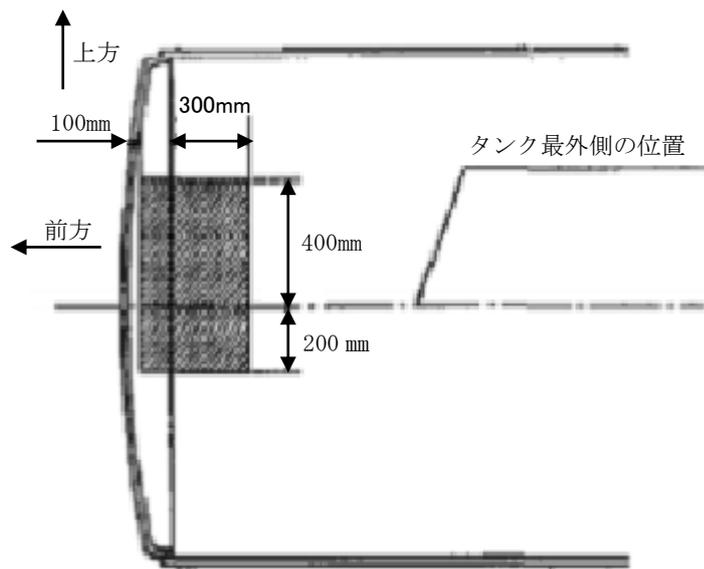
A：使用する金属板の伸び（%）

表1 S S 400以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

材 質 名	J I S 記号	引張強さ	伸び	計算値 (mm)		板厚の必要最 小値 (mm)	
		(N/mm <sup>2</sup> )	(%)	20kℓ 以下	20kℓ 超	20kℓ 以下	20kℓ 超
ステンレス 鋼板	S U S 304	520	40	2.37	—	2.8	2.8
	S U S 304 L	480	40	2.43	—	2.8	2.8
	S U S 316	520	40	2.37	—	2.8	2.8
	S U S 316 L	480	40	2.43	—	2.8	2.8
アルミニウ ム合金板	A5052 P - H34	235	7	5.51	6.07	5.6	6.1
	A5083 P - H32	305	12	4.23	4.65	4.3	4.7
	A 5083 P - O	275	16	3.97	4.37	4.0	4.4
	A5083 P - H112	285	11	4.45	4.89	4.5	4.9
	A 5052 P - O	175	20	4.29	4.72	4.3	4.8
アルミニウ ム板	A1080 P - H24	85	6	8.14	8.96	8.2	9.0
溶接構造用 圧延鋼材	S M 490 A	490	22	2.95	—	3.0	3.0
	S M 490 B	490	22	2.95	—	3.0	3.0
高耐候性圧 延鋼材	S P A - H	480	22	2.97	—	3.0	3.0

イ タンク本体の応力集中防止措置

被けん引車形式の移動タンク貯蔵所のタンク（積載式のタンクの箱枠構造のものを除く。）の図7の斜線部分には、著しく応力集中を生じるおそれのある附属物を設けないこと



(注) 数値は、タンク面に沿った長さである。

図 7

(6) 安全装置(政令第15条第1項第4号関係)

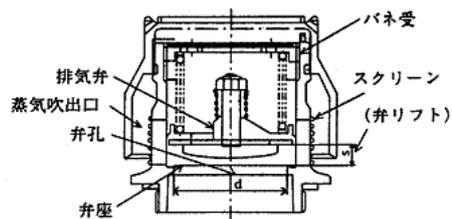
安全装置について留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 安全装置の構造

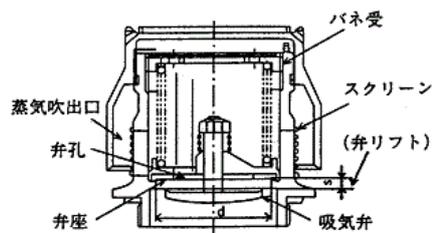
安全装置は、その機能が維持できるように、容易に点検整備ができ、かつ、点検した場合に安全装置の作動圧力に変動をきたさない構造であること

安全装置の構造例

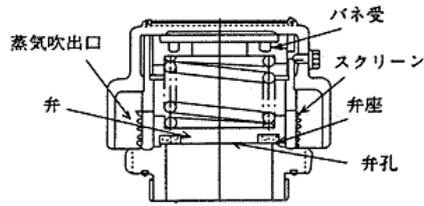
例 1 複動式(排気弁開)



(吸気弁開)



例2 単動式



イ 安全装置の作動の圧力

安全装置の作動の圧力とは、タンク内部の圧力の上昇により当該装置の弁が開き始めた場合に当該装置に加わっている圧力をいう。

ウ 有効吹出し面積

有効吹出し面積とは、タンク内部の圧力が有効に吹き出るために必要な通気的面積をいう。この場合、有効吹出し面積は、通常、安全装置の弁孔及び弁リフトの通気面積により算出するが、弁孔及び弁リフトの通気部分に限らず、その他の通気部分についても、その通気面積が有効吹出し面積以下とならないこと。また、一の安全装置では有効吹出し面積が不足する場合は、2個以上の安全装置によって確保することができるものであり、この場合は、それぞれの安全装置の有効吹出し面積の合計が、所定の有効吹出し面積以上であること。なお、次により安全装置の各部位の通気面積を求め、このうち最小値となる部位の通気面積を有効吹き出し面積とし、規定値以上であること

(ア) 弁孔の通気面積は、下記の計算式により算出すること

$$A = \frac{\pi}{4} d^2 \dots\dots\dots ①$$

A : 弁孔の通気面積 (cm<sup>2</sup>)

d : 弁孔の内径 (cm)

(イ) 弁リフトの通気面積は、下記の計算式により算出すること

$$A_1 = \pi d S \dots\dots\dots ②$$

A<sub>1</sub> : 弁リフトの通気面積 (cm<sup>2</sup>)

d : 弁孔の内径 (cm)

s : 弁リフトの高さ (cm)

(ウ) 弁体側壁 (スクリーン部分の窓) の通気面積は、下記の計算式により算出すること

$$A_2 = \frac{a b n f}{100} \dots\dots\dots ③$$

A<sub>2</sub> : 弁体側壁の通気面積 (cm<sup>2</sup>)

a : 弁体側壁の横の長さ (cm)

b : 弁体側壁の縦の長さ (cm)

n : 弁体側壁の数

f : スクリーンの空間率 (%)

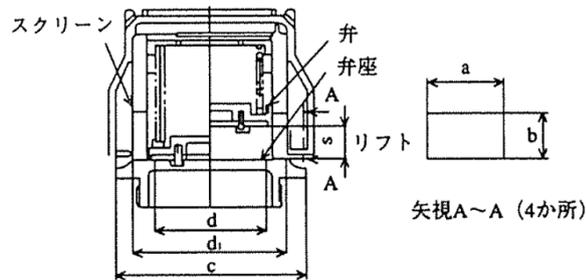
(エ) 弁のふたの通気面積は、下記の計算式により算出すること

$$A_3 = \frac{\pi(C^2 - d_1^2)}{4} \dots\dots ④$$

$A_3$  : 弁のふたの通気面積 (cm<sup>2</sup>)

$C$  : 弁体の外径 (cm)

$d_1$  : 弁体の内径 (cm)



① 計算例：有効吹出し面積が25cm<sup>2</sup>の安全装置の弁孔内径の算出

上記①計算式により、 $A = 25$ であるから

$$25 = \frac{\pi}{4} d^2$$

$$d = 5.64 \text{ (cm)}$$

したがって、有効吹出し面積25cm<sup>2</sup>以上を確保するのに必要な弁孔の内径は、最小5.7cmとなる。

② 計算例：弁孔の内径が5.7cm、有効吹出し面積25cm<sup>2</sup>の安全装置の弁リフトの高さの算出

上記②計算式により、 $A_1 = 25$ 、 $d = 5.7$ であるから

$$25 = 5.7 \pi s$$

$$s = 1.40 \text{ (cm)}$$

したがって、有効吹出し面積25cm<sup>2</sup>以上を確保するのに必要な弁リフトの高さは、最低1.4cmとなる。

③ 有効吹出し面積15cm<sup>2</sup>及び25cm<sup>2</sup>以上を確保するのに必要な弁孔の内径(4.5cm、5.0cm、5.5cm、6.0cm、6.5cm、7.0cm、7.5cm)に応じた弁リフトの最小高さの例

有効吹出し面積	弁孔の内径 (cm)	弁リフトの最小高さ (cm)
15cm <sup>2</sup>	4.5	1.06
	5.0	0.96
	5.5	0.87
	6.0	0.80
25cm <sup>2</sup>	6.0	1.33
	6.5	1.23
	7.0	1.14
	7.5	1.06

- ④ 計算例：弁体側壁の縦の長さが2.5cm、弁体側壁の数が4個、スクリーンの空間率が75%、有効吹出し面積25cm<sup>2</sup>の安全装置の弁体側壁の横の長さの算出  
上記③計算式により、A<sub>2</sub>=25、d=2.5、n=4、f=75であるから

$$25 = \frac{a \times 2.5 \times 4 \times 75}{100}$$

$$a = 3.33 \text{ (cm)}$$

したがって、有効吹出し面積25cm<sup>2</sup>以上を確保するのに必要な弁体側壁の横の長さは、最低3.4cmとなる。

- ⑤ 計算例：弁体の内径が8.0cm、有効吹出し面積25cm<sup>2</sup>の安全装置の弁体の外径の算出

上記④計算式により、A<sub>3</sub>=25、d<sub>1</sub>=8.0であるから

$$25 = \frac{\pi(C^2 - 8.0^2)}{4}$$

$$C = 9.79 \text{ (cm)}$$

したがって、有効吹出し面積25cm<sup>2</sup>以上を確保するのに必要な弁体の外径は、最小9.8cmとなる。

#### エ 引火防止装置

安全装置の蒸気吹出口には、引火防止装置が設けられていること。この場合において、当該装置を金網とする場合は、40メッシュのものとする

#### (7) 防波板（政令第15条第1項第4号、規則第24条の2の9関係）

防波板について留意すべき事項は、次のとおりとする。

#### ア 材質及び板厚

規則第15条第1項第4号に規定する厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板は、基準材質をJIS G3131に定める熱間圧延軟鋼板のうちSPHC（以下「SPHC」という。）とし、これと同等以上の機械的性質を有する材料（SPHC以外の金属板）で造る場合の厚さは、表2に掲げる材料にあつては当該表に示す必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては、下記の計算式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上の厚さで造るものとする。なお、SPHC及び表2に掲げるもの以外の材料を使用する場合は、引張強さ等を鋼材検査証明書等により確認すること

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm<sup>2</sup>）

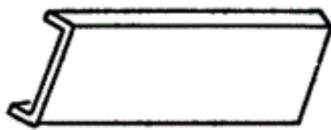
表2 SPHC以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

材 質 名	J I S 記号	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	計算値 (mm)	板厚の必要 最 小 値 (mm)
冷間圧延鋼板	S P C C	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	S U S 304	520	1.16	1.2
	S U S 316	520	1.16	1.2
	S U S 304L	480	1.20	1.2
	S U S 316L	480	1.20	1.2
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	1.72	1.8
	A5083P-H32	315	1.49	1.5
	A5052P-H24	235	1.72	1.8
	A6N01S-T5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	2.86	2.9

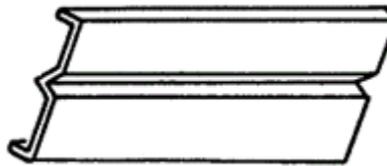
イ 構造

防波板は、型鋼等（図8図参照）により造り、かつ、貯蔵する危険物の動揺により容易に湾曲しない構造とすること

例1



例2



例3

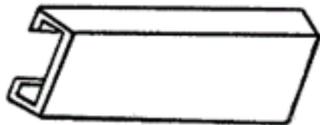
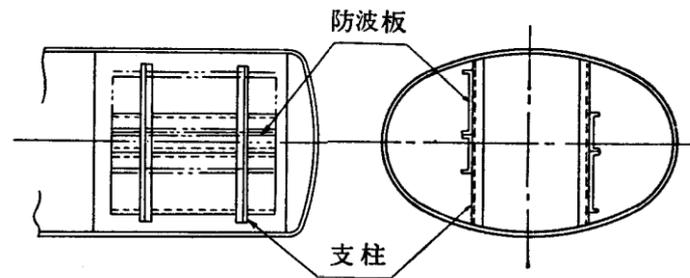


図8 防波板の構造

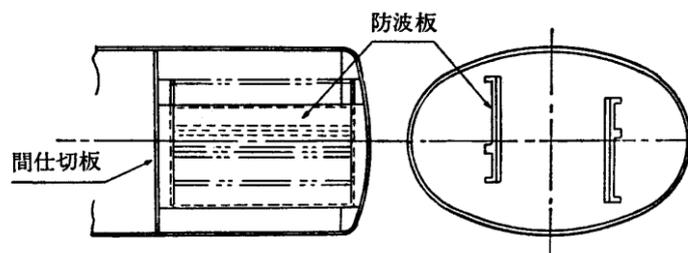
ウ 取付方法

防波板は、タンク室内の2個以上にその移動方向と平行に、高さ、間仕切板等からの距離を異にして設けること

例1 タンク室内の支柱に高さを異にして取り付ける場合



例2 間仕切板等に高さを異にして取り付ける場合



例3 間仕切板等からの距離を異にして取り付ける場合

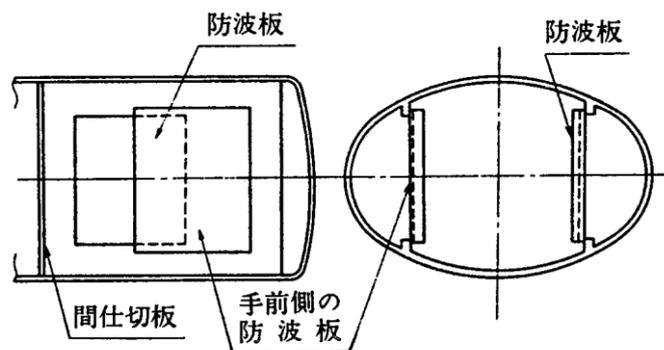
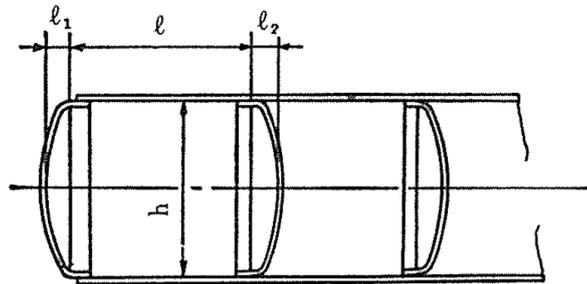


図9 防波板の取付方法

## エ 面積計算

タンク室の移動方向の垂直の最大断面積は、タンク室の形状に応じ、下記の計算式により算出すること。この場合、下記の形状以外のタンク室の場合は、適当な近似計算により断面積を算出すること

(7) 皿形鏡板と皿形間仕切板とで囲まれたタンク室で、両端が反対方向に張り出している場合



$$A = \left( l + \frac{l_1}{2} + \frac{l_2}{2} \right) \times h$$

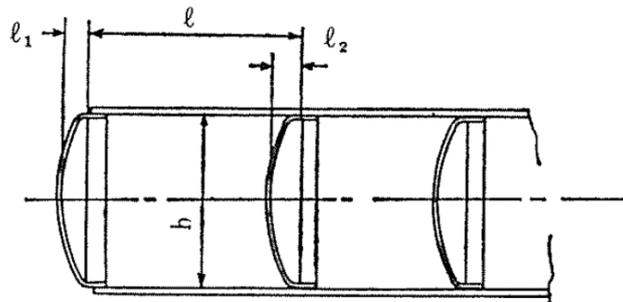
A : 垂直最大断面積

l : タンク室胴の直線部の長さ

l<sub>1</sub>及びl<sub>2</sub> : 鏡板及び間仕切板の張出し寸法

h : タンク室の最大垂直寸法

(i) 皿形鏡板と皿形間仕切板とで囲まれたタンク室で、両端が同一方向に張り出している場合



$$A = \left( l + \frac{l_1}{2} - \frac{l_2}{2} \right) \times h$$

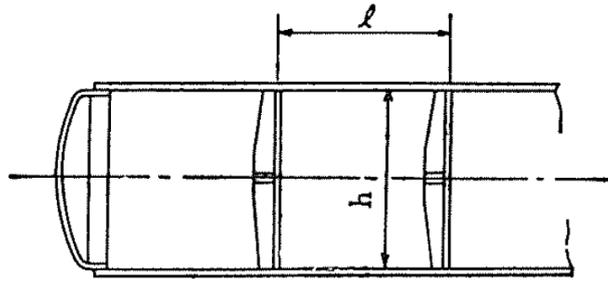
A : 垂直最大断面積

l : タンク室胴の直線部の長さ

l<sub>1</sub>及びl<sub>2</sub> : 鏡板及び間仕切板の張出し寸法

h : タンク室の最大垂直寸法

(ウ) 平面状間仕切板で囲まれたタンク室の場合



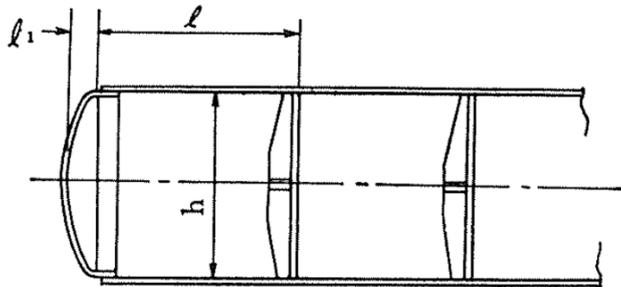
$$A = \ell \times h$$

A : 垂直最大断面積

ℓ : 間仕切板中心間寸法

h : タンク室の最大垂直寸法

(エ) 皿形鏡板と平面状間仕切板とで囲まれたタンク室の場合



$$A = \left( \ell + \frac{\ell_1}{2} \right) \times h$$

A : 垂直最大断面積

ℓ : タンク室胴の直線部の長さ

ℓ<sub>1</sub> : 鏡板の張出し寸法

h : タンク室の最大垂直寸法

(8) マンホール及び注入口のふた（政令第15条第1項第5号関係）

政令第15条第1項第5号に規定する厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板は基準材質をS S 400とし、これと同等以上の機械的性質を有する材料（S S 400以外の金属板）で造る場合の厚さは、表3に掲げる材料にあつては当該表に示す必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては、下記の計算式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上で、かつ、2.8ミリメートル以上の厚さで造るものとする。なお、S S 400及び表3に掲げるもの以外の材料を使用する場合は、引張強さ、伸び等を鋼材検査証明書等により確認すること

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

A : 使用する金属板の伸び (%)

表3 S S 400以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

材 質 名	J I S 記号	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	伸び (%)	計算値 (mm)	板厚の必要 最 小 値 (mm)
ステンレス鋼板	S U S 304	520	40	2.37	2.8
	S U S 304L	480	40	2.43	2.8
	S U S 316	520	40	2.37	2.8
	S U S 316L	480	40	2.43	2.8
アルミニウム合金板	A 5052 P - H34	235	7	5.51	5.6
	A 5083 P - H32	305	12	4.23	4.3
	A 5083 P - O	275	16	3.97	4.0
	A 5083 P - H112	285	11	4.45	4.5
	A 5052 P - O	175	20	4.29	4.3
アルミニウム板	A 1080 P - H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用圧延鋼材	S M 490 A	490	22	2.95	3.0
	S M 490 B	490	22	2.95	3.0
高耐候性圧延鋼材	S P A - H	480	22	2.97	3.0

(9) 可燃性蒸気回収設備（政令第15条第1項第6号関係）

移動貯蔵タンクに可燃性蒸気回収設備を設ける場合において留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 移動貯蔵タンクに可燃性蒸気を回収するための回収口を設け、当該回収口に可燃性蒸気を回収するためのホース（以下「回収ホース」という。）を直接結合する方式の可燃性蒸気回収設備にあっては、次によること（図10参照）

(ア) 回収口は、移動貯蔵タンクの頂部に設けること

(イ) 回収口には、回収ホースを結合するための装置（以下「ホース結合装置」という。）を設けること（図11参照）

(ウ) ホース結合装置には、回収ホースを緊結した場合に限り開放する弁（鋼製その他の金属製のものに限る。）を設けること

(エ) ホース結合装置の回収ホース接続口には、ふたを設けること

(オ) ホース結合装置の構造は、可燃性蒸気等が漏れないものであること

(カ) ホース結合装置は、真ちゅうその他摩擦等によって火花を発生し難い材料で造られて

いること

(キ) ホース結合装置の最上部と防護枠の頂部との間隔は、50ミリメートル以上であること

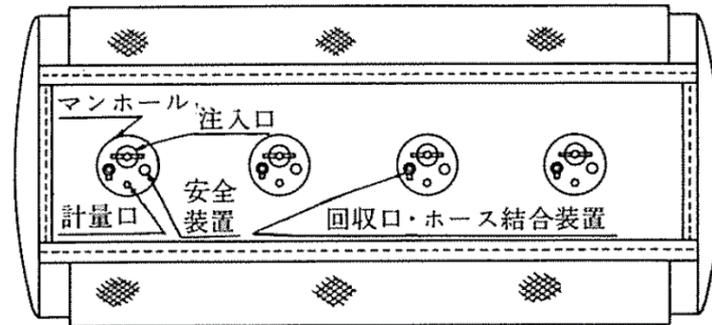
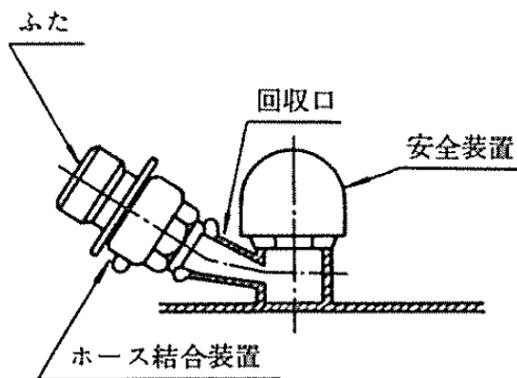


図10 回収口に直接回収ホースを結合する方式の例

例1 安全装置と同一台座に回収口を取り付ける場合



例2 マンホールふた又はタンクに回収口を取り付ける場合

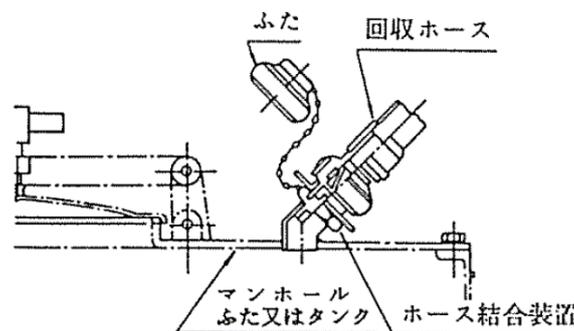


図11 ホース結合装置の構造の例

イ 移動貯蔵タンクのタンク室ごとに設けられる回収口の2以上に接続する配管(以下「集合配管」という。)(図12参照)を設け、当該配管に回収ホースを結合する方式の可燃性